



これまでに頂いた御指摘について

2021年10月



- 国が広域的な環境配慮基準をまず示す必要があるほか、それに加え、都道府県が地域の個別の事情に応じた、また再エネの種類に応じた、環境配慮基準を示すことが必要ではないか。
- 促進区域の設定にもいくつかパターンがあると考えており、広域的なゾーニング以外はスポット的なものであると認識している。ただ、公有地活用型、民間提案型などは広範囲にわたることも考えられるため、周辺環境に対する配慮を行うことが必要になると考えている。
- 温暖化対策法改正の国会審議において、促進区域の環境基準についての留意事項が両議院の付帯決議で記載されている。この付帯決議を検討会の参考資料とし、これを踏まえた検討をお願いしたい。
- 市町村による「地域の環境保全のための取組」においては、促進区域を設定する際に環境配慮を求める一方、環境影響評価も行う場合は、二重の作業となるため、環境影響評価を行うことで「環境配慮」の条件も満たす旨をルール化していただきたい。
- 環境配慮に関する環境省令について、立地を避けるべき区域の選定に際してはEADAS やセンシティブティマップ等の既存の資料の活用を行っていただきたい。また、保護地域等の法律上立地不可能な区域に、国指定鳥獣保護区も含まれるようにしていただきたい。
- 「森林からの距離」とは、森林は促進区域・白地からは除外されるということか。
- 環境省令の「絶滅危惧種の生育生息地等」については国で最新の情報の取得に努めるべきであること、環境配慮基準の「鳥の営巣地からの距離」については、国としてまとまった基準を示すべきである。また、配慮する対象や内容に、鳥類の移動・渡り経路や希少コウモリ類の生息地を含めるべきである。

【促進区域のあり方】

- 再エネの促進をエリア単位で考えていくことが適切かについて議論するべきではないか。
- 白地エリアの定義があいまいだというご意見があったが、バッファとなるゾーンは必要だと考えている。
- 何を目的として区域設定を行うのか、地域にとって何がメリットになるのか、どの範囲でゾーニングを考えるか、どのような地域にしていきたいかというコンセプトを明確に整理しておく必要がある。
- 適地の中で促進区域として指定されていないエリアが調整エリアとして残るのではないかと考えている。適地と促進区域をイコールのような使われ方をしているため、整理する必要があると考えている。
- エネルギーの供給可能性のみならず、エネルギー（特に熱）の需要先の箇所も対象とすべきである。

【促進区域の設定方法】

- 利害が対立する問題を含んでおり、絞り込みをどのように行っていくのかなど考えていく必要がある。区域設定や事業認定の要件設定の仕方を変えていくべきである。
- 再エネの施設立地であれば、どのような影響があるのかを明確化するべきである。これを踏まえると促進区域同様、除外する区域も重要である。各区域をどのように設定するべきか議論をしておかないと合意形成の質が落ちる懸念がある。
- 除外区域を保守的に設定した結果、促進区域があまり残らないという可能性も考えられるほか、再エネ種別で問題となる要素は変わってくる。
- 促進区域を設定してもなお、既存の条例での規制や自治体によるアセス条例も関わってくるケースもあると考えられるため、制度の整理を行う必要がある。

【促進区域の設定方法（前頁からのつづき）】

- 区域設定を行ったことで、再エネ施設が特定の区域に集積してしまうことが考えられ、累積影響が出る点も論点とすべきである。
- 「30by30」を率先していく中で、既存の保護地域と新たなOECMの認定エリアによって国土30%をカバーし、生物多様性の保全を担保しなければならず、促進区域はOECMの対象となるようなエリアが除外されるよう整合をはかるための検討をお願いしたい。
- 令和3年環境省自然環境局長通知「国立・国定公園における地熱開発の取扱いについて」に準拠した国立・国定公園の第2・3種特別地域、傾斜掘削によりアクセスできる第1種特別地域については、「再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリア」とすべきである。また、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」の「第三地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方」に追記される「5.大規模な地熱開発における地熱資源管理と掘削許可の考え方」に示されている「順応的管理」に配慮することにより、地熱貯留層の外縁に当たる地域が「促進区域」となることを明記していただきたい。
- 営農が見込まれない荒廃農耕地では、営農されなくなったことで環境が回復し、農耕地に生息する生物の生息地となっている場合があるので、同様に、ため池においても水鳥や水生植物などの重要な生息地になっている場合があるので、促進区域として設定する際に十分な評価を行うようガイドライン等に明記していただきたい。

【事業者のメリット】

- ワンストップ特例に値しないところも促進区域として指定し得るという記載がされている。そうすると事業者にとっての事業予見性があるのかという疑問がわいてくる。促進区域でも予見可能性がないことにならないか。
- 促進区域が設定されていると環境貢献が求められる一方、設定されていない地域では、適地があれば最小限の手間で開発ができる。事業者にとっては、後者にメリットがあるのではないだろうか。

【広域的ゾーニング・事業単位の区別】

- ゾーニングの類型化についてエリアとして設定を行うのか、それとも具体的な事業を想定した手続き（アセスの手前の段階）になっているのかなど、計画の上流の部分を行っているのか具体的な下流の部分を行っているのかが、区分する条件になるのではないか。
- 区域設定を行う際と事業認定を行う際に考慮すべき事項も異なる。土地利用のあり方も含めた広域的なゾーニングをしっかりと進めていただきたい。

【ゾーニング後の見直し】

- リードタイムの長い電源などが導入の選択肢に入っていないということを懸念している。区域の設定を行っていく際には2050年までの長期のスパンで見て行うことが必要である。
- 自治体でゾーニングを一度行って終わりではなく、中期・長期の目標設定に合わせて適宜見直していくことが必要だと考えている。

- 自治体にとっては協議会運営の負担が重く、合意形成が難しいため、改正温対法でシンプルな形式にすることも検討すべき。
- まずは対象の特性に応じたステークホルダーの分析が必要であり、そのうえで既存会議体を活用できるのであれば活用するのが良いと考える。今回の協議会はより柔軟な運用が求められるため、既存の会議体を無理に利用する必要はない。
- 地元の意見が協議会の意見と合致するのかという課題や、案件別に委員を入れ替えることも負担となるため、具体的に市町村が行う業務についても考慮しながら議論を進めていく必要がある。
- コーディネータの派遣などの支援をお願いしたい。
- 自治体だけでなく、事業者についても様々な自治体の協議会に顔を出すということは難しいのではないか。
- 距離を超えて、地域同士で協力していくということも必要ではないか。
- 地熱発電の促進区域においては、「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)(改訂)」の「第四関係者に求められる取り組み等」の「3.関係者の合意形成（協議会等の設置）」に記載の「協議会等」や「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」の「各地方環境事務所長、各都道府県知事宛環境省自然環境局長通知」の「地域協議会など」と同じ協議会とし、複数の「協議会」を設置することを避けて効率的に運用ができるようにしていただきたい。
- 協議会の構成員は、常に利害関係者のうち利を得る側と害を受ける側の人数が等しくなるように配慮すべきである。
- 累積的影響評価の手法については早急に整理、検討する必要がある。
- 一般市民も検討のプロセスや内容を知って、意見を出せる機会があることが望まれる。

【配慮書省略】

- 環境影響評価の配慮書の省略というのは手続きの大きなスキップであり、適切な事業スケールで配慮されているということが前提である。
- 「環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略」の特例の対象を、環境影響評価法に基づく環境アセスメント(第1種事業、第2種事業)だけでなく、都道府県が条例で定める環境アセスメントにも適用されるべきであり、指導願いたい。

【ワンストップ特例】

- 小さい自治体としてはワンストップ化に伴う自治体負担の増大に対して懸念をもっている。協議会の運営ができるかという懸念があり、こういった制度に手を出すことができない自治体が出てくると考えている。
- 知事の権限で決裁される手続きもあるため、都道府県にも窓口を設けられる仕組みも検討していただきたい。
- どこに窓口を設け、どのようなサービスを行うかを具体的に示していただきたい。
- 森林法に基づく保安林内作業許可、保安林の指定解除等が含まれることを明示していただきたい。

【自治体への支援】

- 事業認定について市町村の判断を行うことについては、できるだけ市町村の負担を軽減するような取り組みが必要であり、都道府県との広域連携を行えるような仕組みづくりは重要である。

【地域貢献】

- 計画段階ではすべての事案に合致した基準を設けることは難しいため、一定の地域貢献の条件を認定要件に含めるという運用を行ってもよいのではないか。また、認定要件に違反した場合についても対応や法的位置づけについて検討会で議論しておくべきである。
- 再エネの導入の取組が地域の役に立つということが大きなエネルギーになり、地域づくりに生かしていくことが必要である。
- 経済効果についても具体的な数値が公表される可能性が有るため、数字を算出し具現化するメリットを打ち出す必要がある。
- 事業者が事業を行うことによって得た利益をどのように地域に還元・配分していくか議論・規定していく必要がある。
- 地域の脱炭素化の取組として、バイオマス燃料の効率的なサプライチェーンの構築も含めるべきである。